

パートナーシップ

5 ジェンダー平等を  
実現しよう



10 人や国の不平等  
をなくそう



# (仮称) 静岡市パートナーシップ宣誓制度

～ 多様なパートナーシップを認め合い  
誰もが暮らしやすい共生のまちを目指して ～

募集期間

令和3年

12/10(金)

～

令和4年

1/11(火)



静岡市は、性の多様性に関する理解が深まり、性のあり方に関わらず  
市民一人ひとりの多様な生き方が尊重される共生社会の実現を目指し、  
令和4年4月、パートナーシップ宣誓制度を導入します。

皆様からのご意見を募集します



静岡市

## セクシュアリティって何だろう？



「セクシュアリティ」は性のあり方とも言われ、主に次の4つの要素で成り立っています。各要素は様々で、また組合せも様々であるため、一人ひとりのセクシュアリティは多様で、その広がり虹のようなグラデーションで表現されます。

- ①からだの性（戸籍などの性）…身体的特徴からある程度客観的に判断される性別
- ②性自認（こころの性）…自らをどのような性として認識するのか・しないのか
- ③性的指向（好きになる性）…どのような性を恋愛や性愛の対象とするのか・しないのか
- ④性表現（表現する性）…言葉遣い、服装、振る舞いなど、外部に表現する自分の性

代表的な性的少数者(性的マイノリティ)の頭文字をとった、「LGBT」あるいは「LGBTQ」という言葉は、性的少数者の総称としてよく使用されています。

「L」…レズビアン	(性自認が女性で、恋愛・性愛の対象が女性の人)	}	③性的指向
「G」…ゲイ	(性自認が男性で、恋愛・性愛の対象が男性の人)		
「B」…バイセクシュアル	(恋愛・性愛の対象が男性・女性両方の人)		
「T」…トランスジェンダー	(戸籍の性とは異なる性自認の人)	…	②性自認
「Q」…クエスチョニング	(性自認や性的指向が明確でない人)	…	②性自認 ③性的指向

## 性的少数者のカップルはどんなことに困っているのだろう？

性の多様性への理解は進んできていますが、まだ差別や偏見が残っており、二人の関係を周囲に公表していない場合も多く、様々な生きづらさや困難を抱えて生活しています。

### 【例】

- ・二人の関係が周囲に認められていないように感じている
- ・住宅を借りる際に二人の関係を説明するのが大変で、入居できるか不安
- ・パートナーの入院時に家族として扱われず、保証人になれない、手術の同意ができない
- ・慶弔休暇や福利厚生制度を利用できない
- ・パートナーの子どものお迎えの際に、関係を色々聞かれる

## (仮称) 静岡市パートナーシップ宣誓制度って？

互いを人生のパートナーとして、日常生活において、経済的または物理的、かつ精神的に相互に協力し合う「パートナーシップ」の関係であることを、二人が宣誓(宣誓書に署名)し、市が宣誓書を受理したことを証明する制度です。

また、当該カップルと生計をともにする未成年(原則)のお子さんがいる場合は、希望すれば一緒に証明することができます。

今回、導入を予定している「(仮称)静岡市パートナーシップ宣誓制度」は、現在の日本の婚姻制度を利用できない、あるいは利用しない性的少数者や事実婚のカップルの生きづらさや困難の解消を図ることを目的としています。

当制度は、法律上の婚姻制度ではありません。宣誓しても法律上の効果は生じず、戸籍や在留資格等が変わるものではありません。

静岡市では、当制度の導入に合わせ、市民の皆さん、学校、企業等への周知、理解促進に努めていくとともに、様々な関係機関への働きかけを続けることで、パートナー同士で家を借りる場合や、病院等での手続きにおける不自由などの解消を目指していきます。

## なぜパートナーシップ宣誓制度を導入するの？

現在、様々なことで困っている性的少数者などのカップルが暮らしやすい静岡市とするためです。

性的少数者の皆さんや支援する皆さんからも、制度導入の要望をいただいています。

本市では、「世界に輝く静岡」の実現を目指し、SDGsの基本理念「誰ひとり取り残さない」を取り入れ、異なる文化、性別、個性を認め合い、共に助け合う「共生のまち」づくりを進めています。

平成30年度の第3次静岡市男女共同参画行動計画(平成27年度～令和4年度)の中間見直しでは、性的少数者施策を新たに位置づけ、①市民の皆さん、企業、学校への性の多様性に関する理解促進に取り組むとともに、LGBTQなど性的少数者の皆さんの困難解消に取り組んできました。

令和3年度実施の「市民意識調査」においては、「性的少数者という言葉を知っている」、「パートナーシップ宣誓制度導入に賛成する」という回答が各約8割あり、市民の皆さんの性の多様性についての理解が進んできていることをうかがえました。

制度導入を通して、性の多様性に関する市民の皆さんの理解を更に促進するとともに、性のあり方に関わらず市民一人ひとりの多様な生き方が尊重される共生社会の実現へとつなげていきます。

## 制度の骨子案

項目	内容	
名称	(仮称)静岡市パートナーシップ宣誓制度	
制度根拠	(仮称)静岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	
開始時期	令和4年4月1日を予定しています。	
パートナーシップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>互いを人生のパートナーとして、日常生活において、経済的または物理的、かつ精神的に相互に協力し合うことを約した二人の関係</li> <li>パートナーの一方又は双方と生計を同一とする未成年の子(原則)との関係</li> </ul>	
宣誓	・パートナーシップにある二人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることやパートナーの子が家族である旨を宣誓し署名する。	
宣誓場所	市民局 男女共同参画課内 (静岡市役所 静岡庁舎新館15階) ※希望者には個室で対応します。	
宣誓の要件	住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>少なくともいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内への転居を予定し、本市を転居先として届け出ていること</li> <li>※同居していなくても対象となります。</li> </ul>
	パートナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>民法の規定する成年に達していること</li> <li>配偶者がいないこと (同性婚が認められている国において、当該パートナーと婚姻している場合は除く)</li> <li>宣誓者以外の人とパートナーシップの関係にないこと</li> <li>宣誓者同士が民法に定められている近親者でないこと (民法 734 条から 736 条まで規定する婚姻できない者でないこと。但し、当該宣誓に係るパートナー同士による養子縁組の場合を除く。)</li> </ul>
	子	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該パートナーのいずれかの子で、以下の要件を全て満たすもの</li> <li>原則として、未成年であること</li> <li>一方または双方と生計を同一としていること</li> <li>子が 15 歳以上の場合は、本人が同意していること</li> </ul>

項目	内容	
提出書類等	宣誓様式	・本市が規定するパートナーシップ宣誓書
	住所確認	・現住所を確認できるもの (住民票の写し又は住民票記載事項証明書、転出証明書(転入予定者))
	独身確認	・戸籍抄本(外国籍の場合、婚姻要件具備証明書(独身証明書)等)
	子の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>子の住民票の写し又は住民票記載事項証明書</li> <li>子の戸籍謄本又は戸籍抄本</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人を確認できるもの (運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)</li> <li>※通称名を使用する場合、通称名が客観的に分かる書類の2種類が必要です。</li> </ul>
宣誓すると交付されるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>パートナーシップ宣誓書受領証 …A4サイズ</li> <li>パートナーシップ宣誓書受領カード …運転免許証サイズ</li> <li>宣誓書記載内容証明書(証明を希望する場合) (受領印を押印した宣誓書の写し)</li> </ul>	
再交付の場合	・交付物を紛失・汚損等した場合	
記載事項の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名、通称名を変更した場合</li> <li>子が成年に達した場合(原則)</li> </ul>	
子の氏名の削除	・宣誓書受領証、宣誓書受領カードに記載された 15 歳以上の子は自らの意思で氏名を削除できます。	
返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>パートナーシップを解消したとき</li> <li>二人とも市外に転出したとき</li> <li>悪用(なりすまし、偽装等)や宣誓の要件に該当しないと判断したとき</li> <li>その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき</li> </ul>	
制度に係る留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律上の効果(婚姻や財産の相続、税金の控除等)が生じるものではありません。</li> <li>戸籍や在留資格等が変わるものではありません。</li> </ul>	

「(仮称) 静岡市パートナーシップ宣誓制度」骨子案の  
意見公募(パブリックコメント)の実施について

静岡市では、性の多様性に関する理解が深まり、性のあり方に関わらず市民一人ひとりの多様な生き方が尊重され、自らの能力を発揮できる共生社会の実現を目指し、パートナーシップ宣誓制度を導入します。つきましては、次のとおり静岡市市民参画の推進に関する条例の規定による意見公募手続を実施し、皆様の意見を募集します。

1 意見募集対象

(仮称) 静岡市パートナーシップ宣誓制度の骨子案について … 別紙参照

2 募集期間

令和3年12月10日(金)から令和4年1月11日(火)まで(必着)

3 意見応募用紙

別紙「意見応募用紙」とおり

※意見応募用紙は、配布資料に添付されているものをご利用いただくか、下記5(2)より様式をダウンロードしてください。

4 意見の提出方法及び提出先

意見応募用紙に必要事項をご記入の上、次の方法で提出してください。

(1) 電子申請の場合

静岡市HP→市政情報→広報・広聴・シェアセッション→パブリックコメント  
→市民参画の推進に関する条例に基づくもの→市民参画手続(パブリックコメント)一覧



(2) 郵送または持参の場合

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所 静岡庁舎 新館15階  
静岡市 市民局 男女共同参画課 男女共同参画係 宛て

(3) ファクシミリの場合

FAX: 054-221-1782 男女共同参画課 男女共同参画係 宛て

5 資料の閲覧方法

(1) 窓口

- ア 男女共同参画課(静岡庁舎 新館15階)
- イ 静岡市女性会館(アイセル21)(静岡市葵区東草深町3-18)
- ウ 各区役所地域総務課の「市政情報コーナー」



(2) インターネット

市ホームページ [https://www.city.shizuoka.lg.jp/003\\_000001\\_00123.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/003_000001_00123.html)

■ 問合せ先 ■

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所 静岡庁舎新館15階  
静岡市 市民局 男女共同参画課 男女共同参画係  
電話: 054-221-1349 ・ FAX: 054-221-1782

「(仮称) 静岡市パートナーシップ宣誓制度」骨子案に関する意見応募用紙

静岡市では、性の多様性に関する理解が深まり、性のあり方に関わらず市民一人ひとりの多様な生き方が尊重され、自らの能力を発揮できる共生社会の実現を目指し、パートナーシップ宣誓制度を導入します。

(仮称) 静岡市パートナーシップ宣誓制度骨子案につきまして、よりよい制度となるよう、皆様の意見をお聴かせください。

【ご意見のタイトル(項目、内容等)】	※骨子案のどの部分に対するご意見かをお書きください。
【ご意見の内容】	

※1 複数のご意見がある場合は、1枚に1件ずつお書きください。

※2 いただいたご意見は、静岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の制定の参考とさせていただきます。また、個人が特定できないよう編集した上で、意見の要旨を市ホームページ等で原則公開させていただきます。ご了承ください。

※3 上記「ご意見の内容」欄に「別紙のとおり」と記入の上、別紙にてご提出いただくことも可能です。

住所	(法人の場合は所在地)
氏名	(法人の場合は名称及び代表者名)
年齢	<input type="checkbox"/> 19歳以下 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70歳以上

※1 意見の提出に際して、「静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則」第5条第4項において、個人の場合は住所及び氏名、法人その他の団体の場合は、名称、所在地及び代表者の氏名を明らかにすることとされています。ご協力をお願いいたします。

※2 個人情報については、厳正に管理を行い、「静岡市市民参画の推進に関する条例」に基づくパブリックコメントの目的以外では使用いたしません。

裏面に送付方法を記載しています

## ■意見の提出方法及び提出先

意見応募用紙に必要事項をご記入の上、次の方法で提出してください。

### (1) 電子申請の場合

静岡市HP → 市政情報 → 広報・広聴・シティプロモーション → パブリックコメント  
→ 市民参画の推進に関する条例に基づくもの → 市民参画手続（パブリックコメント）一覧



### (2) 郵送または持参の場合

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所 静岡庁舎 新館15階  
静岡市 市民局 男女共同参画課 男女共同参画係 宛て

### (3) ファクシミリの場合

FAX：054-221-1782 男女共同参画課 男女共同参画係 宛て

※お手数ですが、この意見応募用紙は切り取りのうえご使用ください。

ご意見、ありがとうございました。

### ■問合せ先■

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号  
静岡市役所 静岡庁舎新館15階 市民局 男女共同参画課 男女共同参画係  
[電話] 054-221-1349 (直通) [ファクシミリ] 054-221-1782

締切：令和4年1月11日（火）必着（又は消印有効）



静岡市